

「知的財産管理技能検定® 2級と3級を一気に学ぶ本（第2版）」追補

法改正情報

著者 塩島 武徳

2022年4月までに施行された法改正ポイント（出題範囲に関するもの）をお知らせいたします。

★著作権法

該当ページ	改正点
P 54	「 7 その他の著作権制限規定」について、テレビなど放送番組のインターネット同時配信等（同時配信のほか、追っかけ配信や一定期間の見逃し配信を含みます。）について権利処理の円滑化の規定（権利者からの同時配信等に対する許諾不要や許諾推定の規定等）が追加されました。
P 60	「 1 著作物の利用許諾」について、「利用許諾」は登録できませんが、登録しなくても「その利用権は、当該利用権に係る著作物の著作権を取得した者（著作権の譲受人）その他の第三者に対抗することができる」とされました（当然対抗制度）。

★種苗法

該当ページ	改正点
P 223	「 3 品種登録の手続（品種登録出願）」について、願書の記載事項に「出願者が保持していると思料する出願品種の特性」が追加されるとともに、出願者は、その品種登録の出願時に「輸出先国の指定（海外持出制限）」や「国内栽培地域の制限（指定地域外での栽培制限）」ができるようになりました。
P 224	「 1 育成者権の内容」について、登録品種の種苗を業として譲渡する場合や販売のため広告する際には、「登録品種であること」のほか、利用条件がある場合、「その条件（海外持出制限があること及び国内栽培地域の制限があること）の表示」が義務づけられました。→（表示例）「品種名：ノウリンイエロー。この種子は登録品種です。海外持ち出し禁止。東京都内のみ栽培可（公示（農林水産省HP参照）」等。
P 225	「 2 育成者権が及ばない範囲」について、（改正前は育成者権が及ばない行為＝育成者権者の許諾不要とされていた）農家の（次期作用の）「自家増殖」についても、原則として、育成者権者の許諾が必要となりました。→在来品種や一般品種（未登録品種や育成者権消滅後の品種）は、自由に自家増殖することができます。
P 225	「 2 育成者権が及ばない範囲」について、適法な譲渡（販売等）により育成者権が消尽した後であっても、登録品種を育成者権者の意図しない国へ輸出する行為や意図しない地域で栽培する行為について、育成者権の効力を及ぼすための特例が設けられました（前記の「海外持出制限」及び「国内栽培地域の制限」）。→これらの制限内容は農水省HPで公示（公表）されます。
P 225	「 3 育成者権の利用」について、「通常利用権」は、当事者の合意のみで効力を生じ、登録なくして第三者にも対抗できることになりました（当然対抗制度）。→通常利用権の登録制度は廃止されました。

★弁理士法

該当ページ	改正点
P 243	「 2 弁理士の業務①専権業務」について、法改正により、従前の（弁理士が設立した法人である）「特許業務法人」は「弁理士法人」へと名称が変更されました。

以上